

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 1 月 28 日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

- (1) 第 1000-2024-0106 号
- (2) 第 1000-2024-0107 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市篠ノ井山布施字秋古沢 7422 番口
- (2) 長野市篠ノ井山布施字秋古沢 7423 番